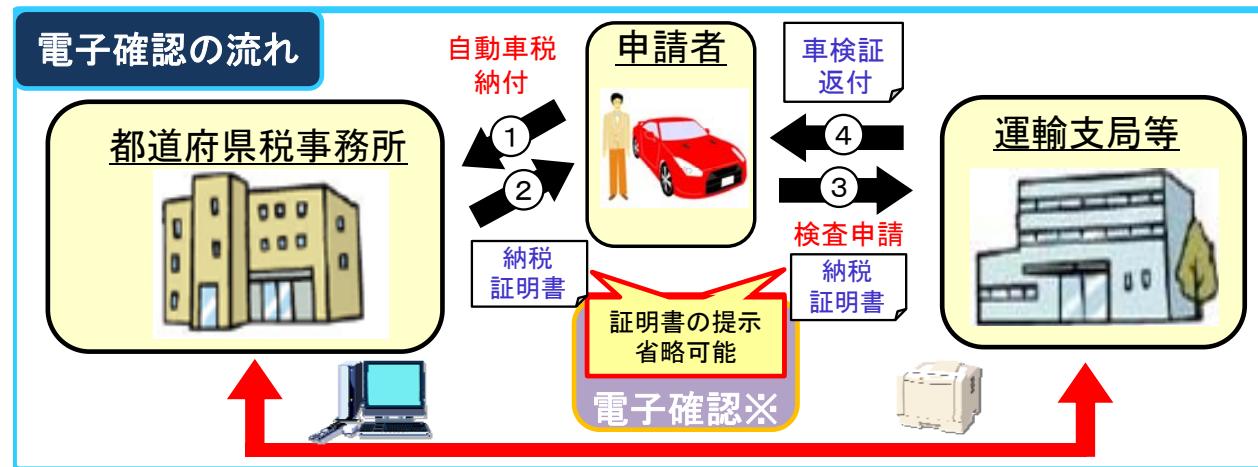


=お知らせ=

—山梨運輸支局より—

山梨運輸支局からのお知らせ

平成27年4月1日から自動車税の納付確認方法が一部変わります。



以下に該当する際は、納税証明書等の提示がない場合には車検証の返付を受けることができませんのでご注意下さい。

※ 電子確認ができない例 → 納税証明書等が必要になります

裏面に納税証明書の添付方法があります。

- (1) 小型二輪自動車（市区町村税）
- (2) 電子確認に対応していない府県の管轄の自動車（以下、平成27年4月時点）
長野県、富山県、福井県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
- (3) 年度途中に電子確認に対応していない（2）の府県から対応している都道府県へ管轄変更した自動車
- (4) 職権打刻した車台番号が都道府県の税情報に反映されていない自動車
- (5) 金融機関等において自動車税を支払って間もない自動車
(支払いを行ってから電子確認に対応するまで最長15日程度かかる場合があります)
- (6) 青森県と秋田県へ転入・転出した場合や自動車登録番号を変更した場合の5月31日から6月30日までの特殊な場合

スムーズな申請のため、申請車両の納税証明書の持参をお願いします！
自動車税の納付状況については、自動車税センターまでご確認ください。

道路運送車両法第97条の2第1項に基づき、継続検査、構造等変更検査受検の際、納税証明書等の提示が義務付けられていますが、一部の車両を除き、運輸支局において自動車税の納付状況を電子的に確認できるようになりました。



国土交通省 関東運輸局 山梨運輸支局

指定整備工場の申請方法

納税証明書

保安基準適合証

車検証

重量税

申請書

納税証明書がある場合は、納税証明書の添付をお願いします。
提示の際は、クリップ又はホッチキスで留めて下さい。

クリップで留めて下さい。

持込検査の申請方法

納税証明書

検査票

車検証

重量税

申請書

クリップで留めて下さい。

納税証明書がある場合は、納税証明書の添付をお願いします。

平成27年4月より

自動車検査場への持込検査が必要となる車両の新規検査等の申請の際には、OCR第2号様式の提出または記載を省略することが可能となります。

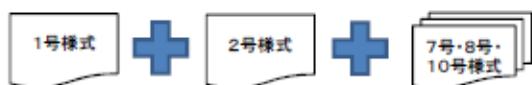
対象となる申請

- 新規検査
- 予備検査
- 構造等変更検査※

※構造等変更検査の場合、OCR第2号様式を用いて申請することになるため、提出を省略することはできません。
ただし、記載省略項目（下図参照）については、記載を省略することができます。

現在

- 新規検査、予備検査の際に提出が必要なOCRシートの様式



- 構造等変更検査の際に提出が必要なOCRシートの様式



平成27年4月より

- 新規検査、予備検査の際に提出が必要なOCRシートの様式

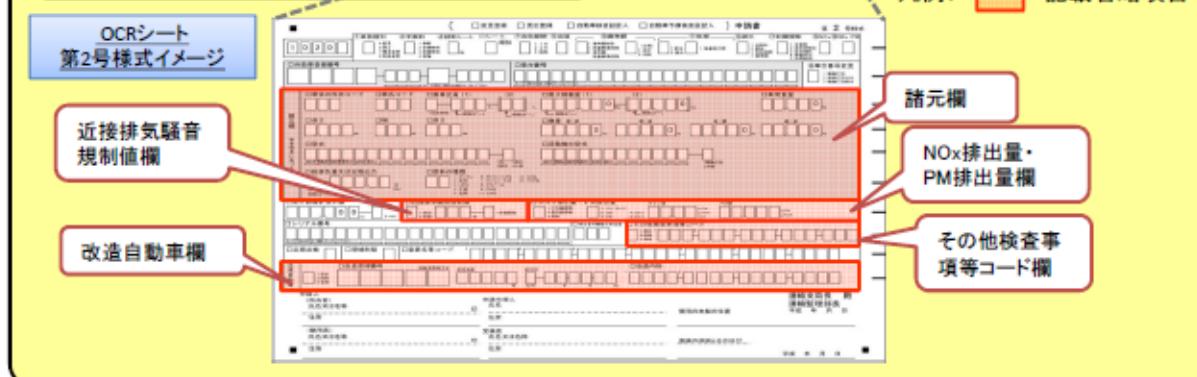


- 構造等変更検査の際に提出が必要なOCRシートの様式



構造等変更検査時にOCR第2号様式の記載が省略できる箇所

凡例: 記載省略項目



【ご注意ください】

- OCR第7号・8号・10号の各様式については、提出または記載を省略することはできませんので、これまでどおり提出をお願いいたします。
- システム障害があった場合は、これまでどおりOCR第2号様式に必要事項を記載の上、提出をお願いいたします。

騒音計の検定について（指定工場の皆様へ）

指定整備工場においては、騒音計有効期間（前回検定から5年間）の確認を行い、該当する場合は必ず検定を受けられますようお知らせいたします。

検定の有効期限を越えてしまふと、指定整備が行えませんのでご注意下さい。また、振興会でのお預かりもできませんのでご了承ください。

1. 日 時 5月28日（木）10:00～15:00
(受付 10:00～14:00)
2. 場 所 山梨県自動車整備振興会 実習場
3. 実施者 (一財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 03-3416-5562
4. 検定料 18,300円

騒音計の裏側



車体課税の見直しについて

3月31日、参議院本会議にて「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、車体課税の見直しについて、平成27年4月1日（自動車重量税については5月1日）より適用されることが確定しましたので、お知らせします。

また、本件については、国土交通省ホームページに平成27年度税制改正結果概要（車体課税関係）（別添）が下記により掲載されましたので併せてご案内します。

記

国土交通省ホームページ

自動車関係税制について（エコカー減税、グリーン化特例 等）

○平成27年度税制改正結果概要（車体課税関係）

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html

整備管理者 選任前研修について

1. 整備管理者とは

一定台数以上のバス、大型トラック又は事業用自動車を使用する自動車の使用者は、その使用的の本拠ごとに、一定の要件を備える「整備管理者」を選任して必要な権限を付与し、自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理に関する事項を処理させなければなりません。

2. 整備管理者の選任が必要な自動車使用者

整備管理者の選任が必要な使用の本拠は、次表のとおりです

3. 実施日

(第1回) 平成27年 5月13日 (水)

(第2回) 平成27年 7月 8日 (水)

(第3回) 平成27年 9月 2日 (水)

(第4回) 平成27年11月 4日 (水)

(第5回) 平成28年 1月13日 (水)

(第6回) 平成28年 3月 9日 (水)

受付：13：00～

研修：13：30～15：30

4. 会場

山梨運輸支局 2階会議室

(定員 最大30名)

| 事業の種類 | 自動車の種類 | 選任が必要となる台数 (使用の本拠ごと) |
|-----------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 事業用 (貨物軽自動車運送事業用自動車を除く。) | ○バス (乗車定員11人以上の自動車) | 1台以上 |
| | ○トラック、タクシー (乗車定員10人以下の自動車) | 5台以上 |
| 自家用 | ○バス (乗車定員11人以上の自動車) | 乗車定員30人以上の自動車の場合は1台以上 |
| | ○大型トラック等 (車両総重量8トン以上) | 乗車定員11人以上29人以下の自動車の場合は2台以上 |
| | ○その他の自動車 | 5台以上 |
| レンタカー | ○バス (乗車定員11人以上の自動車) | 1台以上 |
| | ○大型トラック等 (車両総重量8トン以上) | 5台以上 |
| | ○軽自動車又は小型二輪自動車 | 10台以上 |
| 貨物軽自動車運送事業用自動車 | | |

5. 受講対象者

自動車（二輪車を除く）の点検整備または整備管理に関し、2年以上の実務経験を有し、

本研修終了後、管理者として選任を予定している方

(自動車整備士の資格をお持ちの方（一級、二級または三級の自動車整備士技能検定に合格した者）は受講する必要はありません。

6. お問い合わせ先、申込先

山梨運輸支局 TEL 055-261-0882

FAX 055-263-1418

7. 受講料

無料

8. 持ち物

- ① 運転免許証等の本人確認ができるもの
- ② 筆記用具

山梨運輸支局ホームページ（整備管理者関係）

http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/s_yamanashi/seibi_about.html

整備管理者選任前研修受講申込書

平成 年 月 日

山梨運輸支局長 殿

| | | |
|---------|------------------|-------|
| 会 社 名 | | |
| 営 業 所 名 | | |
| 営業所住所 | 〒 | — |
| T E L | — | — |
| F A X | (FAX番号必ず記入) — | |
| ふりがな | | |
| 受講者の氏名 | | |
| 生年月日 | 昭和・平成 | 年 月 日 |

※研修終了証明書を作成いたしますので、受講者の氏名・生年月日
は正しく丁寧に記入してください。

※受講希望日の1週間前までにFAXにてお申し込み下さい。
なお、定員により受講日が変更になる場合は、FAXにてお
知らせ致します。

(受講希望日)

月 日受講

ここに運転免許証の拡大コピーを貼付してから
FAXにて申し込みしてください。

申込先
山梨運輸支局
FAX
055-263-1418

【関係団体 人事異動のお知らせ】

【関東運輸局山梨運輸支局】

| 新所属先 | 氏名 | 旧所属 |
|-------------------------------|--------|----------------------------------|
| 山梨運輸支局長 | 五十嵐 康夫 | 東京運輸支局次長 |
| 辞職 | 安田 智容 | 山梨運輸支局長 |
| 山梨運輸支局 首席陸運企画専門官 (登録) | 廣瀬 直樹 | 八王子自動車検査登録事務所 首席運輸企画専門官(検査登録) |
| 八王子自動車検査登録事務所長 (監査) | 土屋 美恵子 | 山梨運輸支局 首席運輸企画専門官(登録) |
| 自動車検査独立行政法人 春日部事務所長 | 富樫 則之 | 山梨運輸支局 運輸企画専門官(輸送監査) |
| 軽自動車検査協会 山梨事務所長 | 日原 照幸 | 山梨運輸支局 陸運技術専門官(整備) |
| 埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官 (輸送監査) | 山本 篤利 | 山梨運輸支局 首席運輸企画専門官付 (輸送監査) |
| 山梨運輸支局 運輸企画専門官(輸送監査) | 長尾 健治 | 神奈川運輸支局 陸運技術専門官(整備) |
| 八王子自動車検査登録事務所 陸運技術専門 官(検査) | 木村 健二 | 山梨運輸支局 陸運技術専門官(整備) |
| 山梨運輸支局 陸運技術専門官(整備) | 渡邊 規一 | 自動車検査独立行政法人 山梨事務所 |
| 山梨運輸支局 陸運技術専門官(整備) | 秋山 峻一 | 軽自動車検査協会 山梨事務所長 |
| 山梨運輸支局 首席運輸企画専門官付 (輸送監査) | 青澤 正幸 | (新規採用) |
| 山梨運輸支局 首席陸運技術専門官付(検 査) | 濱口 将大 | (新規採用) |

【軽自動車検査協会 山梨事務所】

| 新所属先 | 氏名 | 旧所属 |
|----------------------------|-------|---------------------|
| 山梨運輸支局 陸運技術専門官(整備) | 秋山 峻一 | 軽自動車検査協会 山梨事務所長 |
| 軽自動車検査協会 山梨事務所長 | 日原 照幸 | 山梨運輸支局 陸運技術専門官(整備) |
| 軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 業務課長 | 地野 起司 | 軽自動車検査協会 山梨事務所 業務課長 |
| 軽自動車検査協会 山梨事務所 業務課長 | 小林 広昭 | 軽自動車検査協会 茨城事務所 業務課長 |

平成26年度「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の調査結果について

会員皆様にご協力頂きました本キャンペーンの調査結果について、国土交通省のホームページにて公表されましたのでお知らせします。

国土交通省「ディーゼルクリーン・キャンペーン」

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000004.html

ホームページ抜粋

平成27年2月

「ディーゼルクリーン・キャンペーン」 の成果をお知らせします。

～ 黒煙測定車両1,507台に実施、迷惑黒煙通報件数19件 ～

国土交通省は、大都市地域等における自動車に起因する大気汚染問題が依然として残っている状況にあり、中でも大気汚染への影響度が大きいディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められていることから、警察、自動車検査独立行政法人等関係機関の協力を得て、昨年6月及び10月を重点実施期間として「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に実施するとともに、キャンペーンの啓発活動の一環として、ポスター・やリーフレット等の掲示・配布を行い、次のような成果を得ることができました。

1. 街頭検査結果

重点実施期間中の街頭検査では、全国で1,507台のディーゼル車について黒煙測定を実施しました。

また、硫黄分濃度分析器による燃料に関する検査については、535台実施しました。その結果、不正軽油（規格外の燃料）を使用していた2台の車両に対し、警告書の交付を行いました。

2. 迷惑黒煙通報制度結果

平成14年度より導入した迷惑黒煙の通報制度については、全国の運輸支局に迷惑黒煙相談窓口「黒煙110番」を設置し、一般の方から情報として寄せられた著しく黒い煙を排出している自動車のユーザーに対し、自主点検等の指導を行うというものでした。

平成26年4月から10月までの間では、全国で19件の通報があり、車両が特定された19件の自動車ユーザーに対してハガキにより自主点検を実施するよう指導を行いました。

3. 点検整備による黒煙低減効果

平成26年10月中に整備のために入庫したディーゼル車39,483台について、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、黒煙濃度が10%以上低減した車両が11,738台（全体の30%）ありました。点検整備がディーゼル黒煙の低減に効果があることが確認されました。

4. エコドライブ等の普及の促進

エコドライブについて、全国で約47万枚のチラシを配布し、DPF（黒煙除去フィルタ）等の正しい使用方法について、全国で約20万枚のチラシを配布し、周知に努めました。

問い合わせ先
国土交通省自動車局環境政策課
電話：03-5253-8111（内線 42-532）

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」3月分当選発表

| 事業場 | 認証 | 支部 | 事業場 | 認証 | 支部 |
|--------------|------|--------|-------------|------|--------|
| 有泉自動車工場 | 788 | 甲府東 | 清水モータース | 858 | 南アルプス北 |
| サト一自動車 | 1019 | 甲府西 | (有) 花輪 | 331 | 市川 |
| 三友自動車工業 (有) | 15 | 甲府南 | カーショップ昭和 | 1277 | 市川 |
| (有) アユザワ自動車 | 127 | 甲府南 | (株) 稲葉工業 | 63 | 南巨摩南 |
| (株) キリン自動車 | 411 | 甲府南 | 中富自動車整備工場 | 682 | 南巨摩北 |
| 山崎自動車整備工場 | 157 | 峠北 | 米山自動車工場 | 629 | 東八 |
| 末木モータース | 431 | 峠北 | 小林自動車工業 | 789 | 東八 |
| 十文字屋自動車整備工場 | 564 | 峠北 | 長田自動車整備工場 | 941 | 東八 |
| ボディーショップフカサワ | 986 | 韮崎 | 広瀬自動車興業牧丘工場 | 762 | 日下部 |
| ヤザキオート | 1151 | 韮崎 | 田辺自動車整備工場 | 113 | 塩山 |
| 井上モータース | 355 | 南アルプス南 | 町田自動車商会 | 692 | 塩山 |
| 新津モータース | 413 | 南アルプス南 | 三森自動車 | 799 | 塩山 |
| (有) 山口自動車 | 115 | 南アルプス北 | 東信自動車整備工場 | 314 | 岳麓 |
| (有) 堀田自動車工場 | 669 | 南アルプス北 | 半田自動車整備工場 | 942 | 岳麓 |
| 前沢自動車工業 | 749 | 南アルプス北 | 宝興自動車整備 | 1008 | 大月 |

【訃 報】

(岳麓支部 8-657)

羽田自動車整備工場
代表者 羽田 政明 様
御母堂 羽田 つゆ子 様 (89歳)
3月3日 ご逝去

(甲府西支部 8-1373)

イイクボ自動車
代表者 飯窪 一徳 様
御尊父 飯窪 義徳 様 (95歳)
3月8日 ご逝去

(東八支部 8-1266)

サイトー・オート・サービス
代表者 斎藤 浩行 様
御尊父 斎藤 一章 様 (84歳)
3月14日 ご逝去

(大月支部 8-1385)

ガレージFJT
代表者 藤本 宏和 様
御尊父 藤本 広元 様 (77歳)
3月30日 ご逝去